

Me and health

派遣労働者の

心の健康づくり

～労働者の心の健康の保持増進のための指針～

派遣労働者的心の健康に関する現状

昭和60年に「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(以下「労働者派遣法」といいます)」が成立し、その後の対象職種の拡大等により、派遣労働者数が増加しています(図1)。また、仕事上の不安、悩み、ストレスを「とても感じる」「やや感じる」といった派遣労働者の割合は7割近くとなっています(図2)。

ストレスの要因としては、「派遣先の同僚との関係」「報酬」「派遣先の上司との関係」「仕事の内容」「仕事のあいまいさ」などが高くなっています(図3)。

図1 派遣労働者の推移



図2 派遣労働者の不安、悩み、ストレスの有無

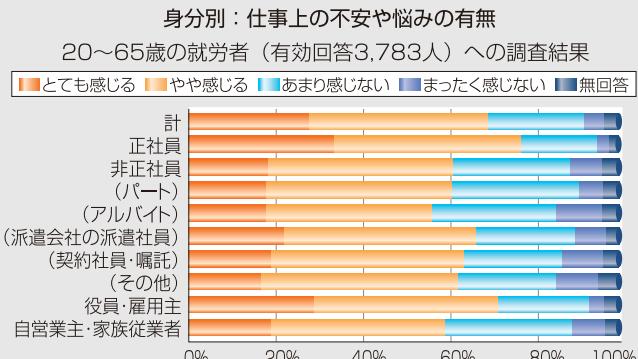
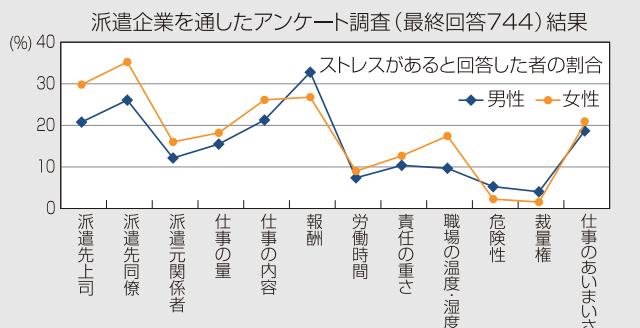


図3 派遣労働者の職業性ストレス因子



派遣先と派遣元の双方の事業場において、派遣労働者に対し、より積極的に心の健康の保持増進を図ることが重要な課題となっています。

労働者的心の健康の保持増進のための指針のあらまし

厚生労働省は「労働者的心の健康の保持増進のための指針」(メンタルヘルス指針)に基づき職場におけるメンタルヘルスケアを推進しています。派遣労働者についても、その特性に留意しながら、派遣先・派遣元事業者が、それぞれの役割を適切に実施することが重要です。ここでは、指針のうち、派遣先・派遣元事業者が講ずるべき事項を中心として、派遣労働者的心の健康づくりについて記述します。

1 趣旨

本指針は、労働安全衛生法第70条の2第1項の規定に基づき、同法第69条第1項の措置(事業場における心身両面にわたる健康の保持増進)の適切かつ有効な実施を図るために指針として、事業者が講ずるように努めるべき労働者的心の健康の保持増進のための措置(以下「メンタルヘルスケア」という。)が適切かつ有効に実施されるよう、メンタルヘルスケアの原則的な実施方法について定めています。**同法第69条は、派遣先・派遣元双方の事業者に適用があり、メンタルヘルスケアには正規労働者のみならず派遣労働者を含めることが法的に求められています。**

本指針に基づき、各事業場の実態に即した形で、メンタルヘルスケアの実施に積極的に取り組むことが重要です。

2 メンタルヘルスケアの基本的考え方

事業者自らが、派遣労働者を含めて事業場におけるメンタルヘルスケアを積極的に推進することを表明するとともに、衛生委員会等において十分調査審議を行い、事業場におけるメンタルヘルスケアの具体的実施事項をまとめた「心の健康づくり計画」を策定する必要があります。また、その実施に当たっては「セルフケア」、「ラインによるケア」等の「4つのケア」が継続的かつ計画的に行われるよう関係者に対する教育研修・情報提供を行うとともに、派遣先・派遣元事業者が必要な連携を図りつつ、それぞれ「4つのケア」を効果的に推進し、職場環境等の改善、メンタルヘルス不調への対応、自殺防止等が円滑に行われるようになります。

また、メンタルヘルスケアを推進するに当たっては、次の事項に留意して下さい。

心の健康問題の特性

心の健康については、その評価は容易ではなく、さらに、心の健康問題の発生過程には個人差が大きいため、そのプロセスの把握が困難です。また、すべての労働者が心の問題を抱える可能性があるにもかかわらず、心の健康問題を抱える労働者に対して、健康問題以外の観点から評価が行われる傾向が強いという問題があります。

【指針：2-①】

労働者の個人情報の保護への配慮

メンタルヘルスケアを進めるに当たっては、健康情報を含む労働者の個人情報の保護及び労働者の意思の尊重に留意することが重要です。心の健康に関する情報の収集及び利用に当たっての、労働者の個人情報の保護への配慮は、労働者が安心してメンタルヘルスケアに参加できること、ひいてはメンタルヘルスケアがより効果的に推進されるための条件です。

【指針：2-②】

留意事項

人事労務管理との関係*

労働者的心の健康は、体の健康に比較し、職場配置、人事異動、職場の組織等の人事労務管理と密接に関係する要因によって、より大きな影響を受けます。メンタルヘルスケアは、人事労務管理と連携しなければ、適切に進まない場合が多くあります。

【指針：2-③】

家庭・個人生活等の職場以外の問題

心の健康問題は、職場のストレス要因のみならず家庭・個人生活等の職場外のストレス要因の影響を受けている場合も多くあります。また、個人の要因等も心の健康問題に影響を与え、これらは複雑に関係し、相互に影響し合う場合が多くあります。

【指針：2-④】

*メンタルヘルスケアにおいては、派遣労働者についても業務面の配慮や適正配置等が重要になります。派遣先・派遣元事業場のそれぞれにおいて、このような点について必要な配慮を行いましょう。

③ 衛生委員会等における調査審議

メンタルヘルスケアの推進に当たっては、事業者が労働者の意見を聴きつつ事業場の実態に即した取り組みを行うことが必要です。派遣先・派遣元事業場ともに、「心の健康づくり計画」の策定はもとより、その実施体制の整備等の具体的な実施方法や個人情報の保護に関する規程の策定等に当たっては、衛生委員会等において十分調査審議を行うことが重要です。

【指針：3】

調査審議に当たっては、派遣先・派遣元事業場ともに、派遣労働者の意見も聴くようにしましょう。

衛生委員会の調査審議についての法令上の定め

労働安全衛生法

第十八条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、次の事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるため、衛生委員会を設けなければならない。

一～三（略）

四 前三号に掲げるもののほか、労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項



労働安全衛生規則

第二十二条（衛生委員会の付議事項）

法第十八条第一項第四号の労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項には、次の事項が含まれるものとする。

一～七（略）

八 労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関すること。

九 長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること。

十 労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること。

労働安全衛生法等の一部を改正する法律（労働安全衛生法関係）等の施行について（平成18年2月24日付け基発第0224003号）

衛生委員会の付議事項（第22条関係）

第10号は、精神障害等の労災認定件数が増加しており、事業場において労使が協力してメンタルヘルス対策を推進する重要性が増していることから、衛生委員会等の付議事項として、第8号とは別に、「労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関するこ^ト」を明記したこと。

なお、この樹立に関するこ^トには、

- ① 事業場におけるメンタルヘルス対策の実施計画の策定等に関するこ^ト
- ② 事業場におけるメンタルヘルス対策の実施体制の整備に関するこ^ト
- ③ 労働者の精神的健康の状況を事業者が把握したことにより当該労働者に対して不利益な取扱いが行われるようないようするための対策に関するこ^ト
- ④ 労働者の精神的健康の状況に係る健康情報の保護に関するこ^ト
- ⑤ 事業場におけるメンタルヘルス対策の労働者への周知に関するこ^トが含まれること



4 心の健康づくり計画

メンタルヘルスケアは、中長期的視野に立って、継続的かつ計画的に行われるようになりますことが重要であり、派遣先・派遣元事業場それぞれにおいて「心の健康づくり計画」を策定することが必要です。

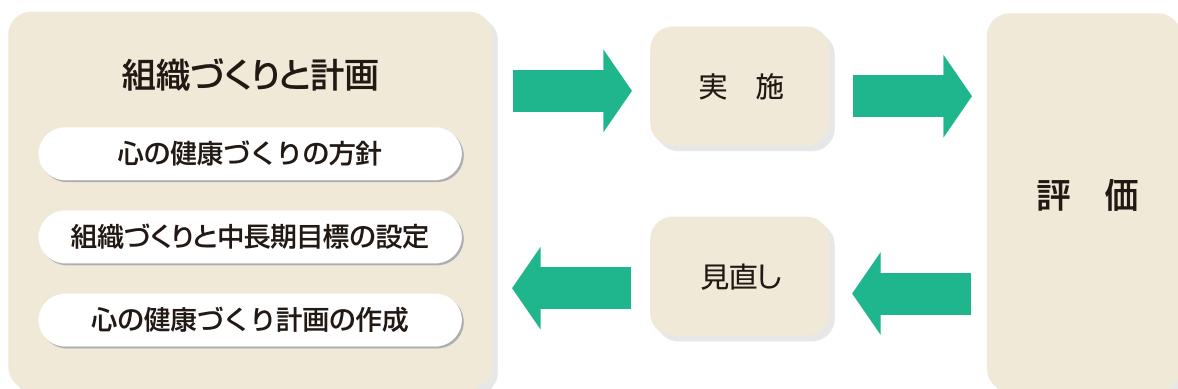
この際、派遣先事業場にあっては、派遣労働者もメンタルヘルス計画の対象に含めることにより、派遣労働者にとって働きやすい環境が整備され、生産性の向上につながることが期待されます。

「心の健康づくり計画」で定めるべき事項は、次に掲げるとおりです。

【指針：4】

- ① 事業者がメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明に関すること
- ② 事業場における心の健康づくりの体制の整備に関すること
- ③ 事業場における問題点の把握及びメンタルヘルスケアの実施に関すること
- ④ メンタルヘルスケアを行うために必要な人材の確保及び事業場外資源の活用に関すること
- ⑤ 労働者の健康情報の保護に関すること
- ⑥ 心の健康づくり計画の実施状況の評価及び計画の見直しに関すること
- ⑦ その他労働者の心の健康づくりに必要な措置に関すること

▶ メンタルヘルスケアの計画及び進め方（参考例）



5 4つのメンタルヘルスケアの推進

メンタルヘルスケアは、「セルフケア」「ラインによるケア」「事業場内産業保健スタッフ等によるケア」及び「事業場外資源によるケア」の「4つのケア」が継続的かつ計画的に行われることが重要です。

なお、事業者は、メンタルヘルスケア推進の実務を担当する事業場内メンタルヘルス推進担当者を選任するよう努めることが重要です。

【指針：5】

表 ▶ メンタルヘルス指針による4つのケアの各担当者等の役割

項目	労働者	管理監督者	事業場内産業保健スタッフ等	事業場外資源	事業者
セルフケア ※1	ストレスへの気づき ストレスへの対処 自発的な相談	セルフケアの支援 ストレスへの気づき ストレスへの対処 労働者への情報提供等 自発的な相談	セルフケアへの専門的な支援 労働者への情報提供等	情報提供、広報 教育研修の開催 個別の相談・診療	心の健康づくり計画の策定 関係者への事業場の方針の明示
ラインによるケア ※2		心の健康問題の早期発見と対応 職場環境等の改善 個別の相談対応 職場復帰における支援	ラインによるケアへの専門的な支援 管理監督者への教育研修の実施	情報提供、広報 教育研修の開催 講師の養成、派遣	労働者の相談に応ずる体制の整備 関係者に対する教育研修の機会の提供等 事業場外資源とのネットワークの形成
事業場内産業保健スタッフ等によるケア ※3			職場環境等の改善 個別の相談対応及び事業場外資源の紹介等 職場復帰支援	情報提供、広報 教育研修の開催 講師の養成、派遣	
事業場外資源によるケア			事業場外資源への窓口対応 ネットワークの形成	直接サービスの提供 支援サービスの提供 ネットワークへの参加 職場復帰支援	

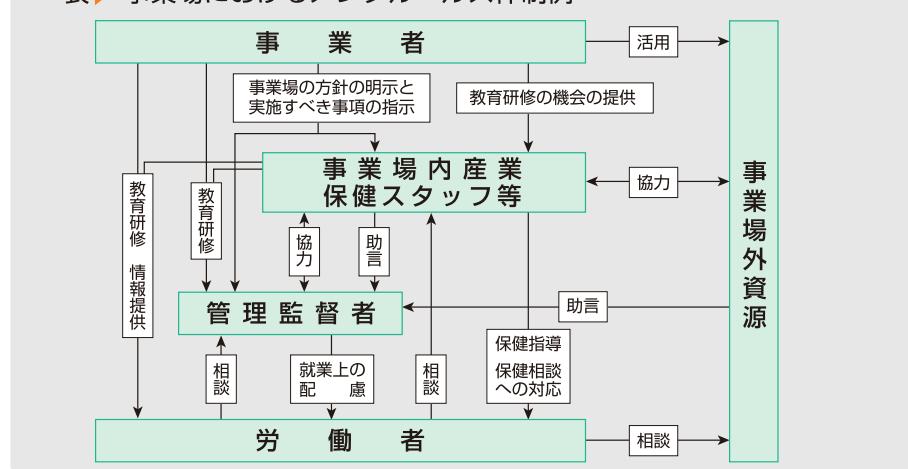
※1 派遣元事業場のみならず、派遣先事業場においても、「セルフケア」を行うための支援の対象に、派遣労働者を含めるようにしましょう。

※2 派遣先事業場においては、「ラインによるケア」の対象に派遣労働者を含めるようにしましょう。派遣元事業場においては、通常の「ラインによるケア」の実施は困難ですが、定期的に派遣労働者の勤務先を巡回した際に、派遣労働者の就労状況を把握し、相談対応の実施等の必要な支援を行いましょう。

※3 それぞれのスタッフの役割は以下のとおりです。

- 産業医等：専門的立場から対策の実施状況の把握、助言・指導などを行う。また、長時間労働者に対する面接指導等の実施（派遣元）やメンタルヘルスに関する個人の健康情報の保護についても、中心的役割を果たす。
- 衛生管理者等：教育研修の企画・実施、相談体制づくりなどを行う。
- 保健師等：労働者及び管理監督者からの相談対応などを行う。
- 心の健康づくり専門スタッフ：教育研修の企画・実施、相談対応などを行う。
- 人事労務管理スタッフ：労働時間等の労働条件の改善、労働者の適正な配置に配慮することなどを行う。

表 ▶ 事業場におけるメンタルヘルス体制例



6 メンタルヘルスケアの具体的進め方

前記5の4つのケアが適切に実施されるよう、派遣先・派遣元の事業者が連携を図り、以下の取り組みを積極的に推進することが効果的です。

- メンタルヘルスケアを推進するための教育研修・情報提供
- 労働者・管理監督者への相談対応
- 職場環境等の把握と改善
- メンタルヘルス不調への早期の気づきと適切な対応
- 職場復帰における支援

派遣労働者の場合、正規労働者と異なり、雇用する事業者と指揮命令を行う事業者が異なり、特に常時雇用する労働者以外の派遣労働者では雇用される期間が短いなどのため、取り組みに工夫・注意が必要となります。それぞれの取り組みの内容は以下のとおりです。

(1) メンタルヘルスケアを推進するための教育研修・情報提供

労働者、管理監督者、事業場内産業保健スタッフ等に対し、それぞれの職務に応じた教育研修・情報提供を実施してください。派遣先・派遣元事業場においては、派遣労働者も教育・研修や社内報・リーフレット等による情報提供の対象に加えるようにしましょう。なお、事業場内に教育研修担当者を計画的に育成することも有効です。

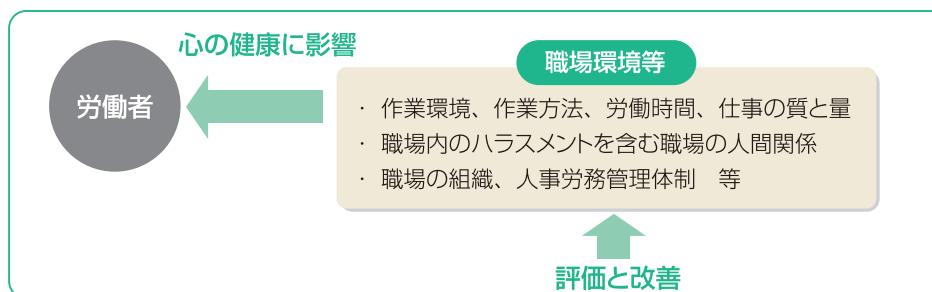
【指針：6-(1)】

(2) 職場環境等の把握と改善

労働者の心の健康には、以下のとおり様々な要因が影響を与えることから、職場環境等を評価して問題点を把握するとともに、その改善を図るようにしましょう。ここでいう職場環境は、単に作業環境や作業そのものだけを意味するものではなく、労働時間制度、賃金制度等を含めたものです。また、様々なストレス要因（労働時間、仕事の量と質、セクシャルハラスメント等の職場内のハラスメントを含む人間関係、職場の組織及び人事労務管理体制、職場の文化や風土等）の緩和や相談体制の整備なども重要になります。

【指針：6-(2)】

- 派遣先事業場においては、作業環境、職場の人間関係（コミュニケーションの改善、ハラスメントの防止等）、労働時間管理、指揮命令系統（仕事の範囲の明確さ、裁量権等）などについて、その問題点を把握し、見直しを行うことによりストレスを感じることの少ない働きやすい職場環境等を実現することが重要です。
- 派遣元事業場においては、評価制度、賃金制度、その他の雇用管理制度などについて、そのあいまいさや問題点を把握し、見直しを行うことにより、派遣労働者が派遣先事業場において働きやすい職場環境等を実現することが重要です。また、派遣労働者の勤務先への定期的な巡回の機会を利用し、派遣労働者との対話を通じて、職場環境等の把握に努め、派遣先事業場と連携を取る等により、その改善を図ることが求められます。



(3) メンタルヘルス不調への気づきと対応

メンタルヘルスケアにおいては、ストレス要因の除去又は軽減などの予防策が重要ですが、これらの措置を実施したとしても、メンタルヘルス不調に陥る労働者が発生することはあります。その場合、早期発見と適切な対応を図ることが必要です。このため、労働者による自発的な相談とセルフチェックが行われる体制を整備するなど、以下の項目に留意し、メンタルヘルス不調への気づきと対応が適切に図られるようにしましょう。また、その際には、労働者の個人情報の保護に十分留意することが望まれます。

● 労働者による自発的な相談とセルフチェック

- 派遣元事業場では、①派遣先への定期的な巡回の際に相談を受けること、派遣労働者が隨時利用できる相談体制を整備することのほか、②定期健康診断等の際や派遣先への巡回等の際に、ストレスへの気づきの機会を与えることが望されます。
- 派遣先事業場では、自社の社員を対象とした相談体制や、ストレスへの気づきの機会を設ける場合には、派遣労働者を対象に加えることが望されます。

● 管理監督者、事業場内産業保健スタッフ等による相談対応

- 派遣元事業場では、派遣法で定められた派遣元責任者が定期的に派遣先を巡回する際に、派遣労働者の就労状況等の把握のみならず、健康状況のチェックに努め、必要な対応を行うようにしましょう。

- ・派遣先事業場では、管理監督者が日頃から派遣労働者と十分なコミュニケーションを図り、表情や言動に気になる変化がみられた場合には声をかけるなど、問題の把握に努めることが重要です。また、派遣法で定められた派遣先責任者等による相談対応等に努め、適切な対応が求められる場合には、派遣元事業場と連携して解決が図られるよう、日頃から派遣元事業場との連絡体制を整えておきましょう。

● 労働者の家族による気づきや支援

メンタルヘルスケアにおいては、家族による支援が重要となります。

派遣先・派遣元事業場においては、心の健康に関する情報提供（パンフレットの配布等）を派遣労働者の家族も対象に含めたり、また、派遣元事業場において心の健康窓口を設ける場合には、派遣労働者の家族も利用できるようにすることなどが望されます。また、労働者のメンタルヘルス不調の際には、家族との連携を図ることが有効な場合もあります。

【指針：6－(3)】

(4) 職場復帰における支援

メンタルヘルス不調により休業した労働者が円滑に職場復帰し、就業を継続できるようにするため、「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」（平成21年3月23日付け基安労発第0323001号）を参考に、対策のための体制整備を図るとともに、「職場復帰支援プログラム」を策定し、プログラムの組織的かつ継続的な実施により、労働者に対する支援を実施してください。なお、職場復帰時に「試し出勤」を派遣元事業者の事務所において行ったり、職場復帰後における就業上の配慮等を行うことを派遣先の事業場と取り決めることなども考えられます。

なお、常時雇用される派遣労働者以外の派遣労働者の場合、心の健康問題で休業する場合には、再就労のための社会的資源を紹介すること等の配慮が望されます。また、休業していた派遣労働者が再就労する場合は、それまでの経過を踏まえて適切な派遣先を選定することが望されます。

【指針：6－(4)】

7 メンタルヘルスに関する個人情報の保護への配慮

メンタルヘルスケアを進めるに当たっては、健康情報を含む労働者の個人情報の保護に留意することが極めて重要です。事業者は、労働者の個人情報の保護に関し、個人情報の保護に関する法律及び関連する指針等を遵守し、労働者の健康情報の適切な取扱いを行うことが重要です。

メンタルヘルス不調となった派遣労働者について、派遣先事業場と派遣元事業場とが連携を図って対処しようとする場合には、個人情報の保護が重要です。このため、派遣労働者のメンタルヘルス不調が認められたような場合について、あらかじめ派遣先事業場と派遣元事業場とが協議の上、労働者派遣法第24条の3や個人情報保護法等に留意してルールを定めるとともに、派遣労働者に周知することが重要です。

【指針：7】

8 小規模事業場におけるメンタルヘルスケアの取組の留意事項

小規模事業場においては、事業者は、「セルフケア」、「ラインによるケア」を中心として、実施可能なところから着実に取り組みを進めるとともに、地域産業保健センター、メンタルヘルス対策支援センター等の事業場外資源が提供する支援等を積極的に活用することが有効です。

【指針：8】



労働者の心の健康の保持増進のための指針

平成18年3月31日 健康保持増進のための指針公示第3号

1 趣旨

労働者の受けるストレスは拡大する傾向にあり、仕事に関して強い不安やストレスを感じている労働者が6割を超える状況にある。また、精神障害等に係る労災補償状況をみると、請求件数、認定件数とも近年、増加傾向にある。このような中で、心の健康問題が労働者、その家族、事業場及び社会に与える影響は、今日、ますます大きくなっている。事業場において、より積極的に心の健康の保持増進を図ることは、労働者とその家族の幸せを確保するとともに、我が国社会の健全な発展という観点からも、非常に重要な課題となっている。

本指針は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第70条の2第1項の規定に基づき、同法第69条第1項の措置の適切かつ有効な実施を図るための指針として、事業場において事業者が講ずるように努めるべき労働者の心の健康の保持増進のための措置(以下「メンタルヘルスケア」という。)が適切かつ有効に実施されるよう、メンタルヘルスケアの原則的な実施方法について定めるものである。

事業者は、本指針に基づき、各事業場の実態に即した形で、メンタルヘルスケアの実施に積極的に取り組むことが望ましい。

2 メンタルヘルスケアの基本的考え方

ストレスの原因となる要因(以下「ストレス要因」という。)は、仕事、職業生活、家庭、地域等に存在している。心の健康づくりは、労働者自身が、ストレスに気づき、これに対処すること(セルフケア)の必要性を認識することが重要である。

しかし、職場に存在するストレス要因は、労働者自身の力だけでは取り除くことができないものもあることから、労働者の心の健康づくりを推進していくためには、事業者によるメンタルヘルスケアの積極的推進が重要であり、労働の場における組織的かつ計画的な対策の実施は、大きな役割を果たすものである。

このため、事業者は、以下に定めるところにより、自らが事業場におけるメンタルヘルスケアを積極的に推進することを表明するとともに、衛生委員会又は安全衛生委員会(以下「衛生委員会等」という。)において十分調査審議を行い、メンタルヘルスケアに関する事業場の現状とその問題点を明確にするとともに、その問題点を解決する具体的な実施事項等についての基本的な計画(以下「心の健康づくり計画」という。)を策定し、実施する必要がある。また、心の健康づくり計画の実施に当たっては、「セルフケア」、「ラインによるケア」、「事業場内産業保健スタッフ等によるケア」及び「事業場外資源によるケア」の4つのメンタルヘルスケアが継続的かつ計画的に行われるよう、教育研修・情報提供を行うとともに、4つのケアを効果的に推進し、職場環境等の改善、メンタルヘルス不調への対応、職場復帰のための支援等が円

滑に行われるようとする必要がある。

また、事業者は、メンタルヘルスケアを推進するに当たって、次の事項に留意することが重要である。

① 心の健康問題の特性

心の健康については、客観的な測定方法が十分確立しておらず、その評価は容易ではなく、さらに、心の健康問題の発生過程には個人差が大きく、そのプロセスの把握が難しい。また、心の健康は、すべての労働者に関わることであり、すべての労働者が心の問題を抱える可能性があるにもかかわらず、心の健康問題を抱える労働者に対して、健康問題以外の観点から評価が行われる傾向が強いという問題や、心の健康問題自体についての誤解や偏見等解決すべき問題が存在している。

② 労働者の個人情報の保護への配慮

メンタルヘルスケアを進めるに当たっては、健康情報を含む労働者の個人情報の保護及び労働者の意思の尊重に留意することが重要である。心の健康に関する情報の収集及び利用に当たっての、労働者の個人情報の保護への配慮は、労働者が安心してメンタルヘルスケアに参加できること、ひいてはメンタルヘルスケアがより効果的に推進されるための条件である。

③ 人事労務管理との関係

労働者の心の健康は、体の健康に比較し、職場配置、人事異動、職場の組織等の人事労務管理と密接に関係する要因によって、より大きな影響を受ける。メンタルヘルスケアは、人事労務管理と連携しなければ、適切に進まない場合が多い。

④ 家庭・個人生活等の職場以外の問題

心の健康問題は、職場のストレス要因のみならず家庭・個人生活等の職場外のストレス要因の影響を受けている場合も多い。また、個人の要因等も心の健康問題に影響を与え、これらは複雑に関係し、相互に影響し合う場合が多い。

3 衛生委員会等における調査審議

メンタルヘルスケアの推進に当たっては、事業者が労働者等の意見を聞きつつ事業場の実態に即した取組を行うことが必要である。また、心の健康問題に適切に対処するためには、産業医等の助言を求める必要もある。このためにも、労使、産業医、衛生管理者等で構成される衛生委員会等を活用することが効果的である。労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第22条において、衛生委員会の付議事項として「労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること」が規定されており、4に掲げる心の健康づくり計画の策定はもとより、その実施体制の整備等の具体的な実施方策や個人情報の保護に関する規程等の策定等に当たっては、衛生委員会等において十分調査審議を行うことが必要である。

なお、衛生委員会等の設置義務のない小規模事業場においても、4に掲げる心の健康づくり計画の策定やその実施に当たっては、労働者の意見が反映されるようにすることが必要である。

4 心の健康づくり計画

メンタルヘルスケアは、中長期的視点に立って、継続的かつ計画的に行われるようになることが重要であり、また、その推進に当たっては、事業者が労働者の意見を聴きつつ事業場の実態に則した取組を行うことが必要である。このため、事業者は、3に掲げるとおり衛生委員会等において十分調査審議を行い、心の健康づくり計画を策定することが必要である。心の健康づくり計画は、各事業場における労働安全衛生に関する計画の中に位置付けることが望ましい。

メンタルヘルスケアを効果的に推進するためには、心の健康づくり計画の中で、事業者自らが事業場におけるメンタルヘルスケアを積極的に推進することを表明するとともに、その実施体制を確立する必要がある。心の健康づくり計画の実施においては、実施状況等を適切に評価し、評価結果に基づき必要な改善を行うことにより、メンタルヘルスケアの一層の充実・向上に努めることが望ましい。心の健康づくり計画で定めるべき事項は次に掲げるとおりである。

- ① 事業者がメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明に関すること。
- ② 事業場における心の健康づくりの体制の整備に関すること。
- ③ 事業場における問題点の把握及びメンタルヘルスケアの実施に関すること。
- ④ メンタルヘルスケアを行うために必要な人材の確保及び事業場外資源の活用に関すること。
- ⑤ 労働者の健康情報の保護に関すること。
- ⑥ 心の健康づくり計画の実施状況の評価及び計画の見直しに関すること。
- ⑦ その他労働者の心の健康づくりに必要な措置に関すること。

5 4つのメンタルヘルスケアの推進

メンタルヘルスケアは、労働者自身がストレスや心の健康について理解し、自らのストレスを予防、軽減するあるいはこれに対処する「セルフケア」、労働者と日常的に接する管理監督者が、心の健康に関して職場環境等の改善や労働者に対する相談対応を行う「ラインによるケア」、事業場内の産業医等事業場内産業保健スタッフ等が、事業場の心の健康づくり対策の提言を行うとともに、その推進を担い、また、労働者及び管理監督者を支援する「事業場内産業保健スタッフ等によるケア」及び事業場外の機関及び専門家を活用し、その支援を受ける「事業場外資源によるケア」の4つのケアが継続的かつ計画的に行われることが重要である。

(1) セルフケア

心の健康づくりを推進するためには、労働者自身がストレスに気づき、これに対処するための知識、方法を身につけ、それを実施することが重要である。ストレスに気づくためには、労働者がストレス要因に対するストレス反応や心の健康について理解するとともに、自らのストレスや心の健康状態について正しく認識できるようにする必要がある。

このため、事業者は、労働者に対して、6(1)アに掲げるセルフケアに関する教育研修、情報提供を行い、心の健康に関する理解の普及を図るものとする。また、6(3)に掲げるところにより相談体制の整備を図り、労働者自身が管理監督者や事業場内産業保健スタッフ等に自発的に相談しやすい環境を整えるものとする。ストレスへの気づきのために、6(3)アに掲げるセルフチェックを行う機会を提供することも効果的である。

また、管理監督者にとってもセルフケアは重要であり、事業者は、セルフケアの対象者として管理監督者も含めるものとする。

(2) ラインによるケア

管理監督者は、部下である労働者の状況を日常的に把握しており、また、個々の職場における具体的なストレス要因を把握し、その改善を図ることができる立場にあることから、6(2)に掲げる職場環境等の把握と改善、6(3)に掲げる労働者からの相談対応を行うことが必要である。

このため、事業者は、管理監督者に対して、6(1)イに掲げるラインによるケアに関する教育研修、情報提供を行うものとする。

なお、業務を一時的なプロジェクト体制で実施する等、通常のラインによるケアが困難な業務形態にある場合には、実務において指揮命令系統の上位にいる者等によりケアが行われる体制を整えるなど、ラインによるケアと同等のケアが確実に実施されるようにするものとする。

(3) 事業場内産業保健スタッフ等によるケア

事業場内産業保健スタッフ等は、セルフケア及びラインによるケアが効果的に実施されるよう、労働者及び管理監督者に対する支援を行うとともに、心の健康づくり計画に基づく具体的なメンタルヘルスケアの実施に関する企画立案、メンタルヘルスに関する個人の健康情報の取扱い、事業場外資源とのネットワークの形成やその窓口となること等、心の健康づくり計画の実施に当たり、中心的な役割を果たすものである。

このため、事業者は、事業場内産業保健スタッフ等によるケアに関して、次の措置を講じるものとする。

- ① 6(1)ウに掲げる職務に応じた専門的な事項を含む教育研修、知識修得等の機会の提供を図ること。
- ② メンタルヘルスケアに関する方針を明示し、実施すべき事項を委嘱又は指示すること。
- ③ 6(3)に掲げる事業場内産業保健スタッフ等が労働者の自発的相談等を受けることができる制度及び体制を、それぞれの事業場内の実態に応じて整えること。
- ④ 産業医等の助言、指導等を得ながら事業場のメンタルヘルスケアの推進の実務を担当する事業場内メンタルヘルス推進担当者を、事業場内産業保健スタッフ等の中から選任するよう努めること。事業場内メンタルヘルス推進担当者としては、衛生管理者等や常勤の保健師等から選任することが望ましいこと。なお、事業場の実情によっては、人事労務管理スタッフから選任することも考えられること。
- ⑤ 一定規模以上の事業場にあっては、事業場内に又は企業内に、心の健康づくり専門スタッフや保健師等を確保し、活用することが望ましいこと。

なお、事業者は心の健康問題を有する労働者に対する就業上の配慮について、事業場内産業保健スタッフ等に意見を求め、また、これを尊重するものとする。

メンタルヘルスケアに関するそれぞれの事業場内産業保健スタッフ等の役割は、主として以下のとおりである。

ア 産業医等

産業医等は、職場環境等の改善、健康教育・健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るために措置のうち、医学的専門知識を必要とするものを行うという面から、事業場の心の健康づくり計画の策定に助言、指導等を行い、これに基づく対策の実施状況を把握する。また、専門的な立場から、セルフケア及びラインによるケアを支援し、教育研修の企画及び実施、情報の収集及び提供、助言及び指導等を行う。就業上の配慮が必要な場合には、事業者に必要な意見を述べる。専門的な相談・対応が必要な事例については、事業場外資源との連絡調整に、専門的な立場から関わる。さらに、長時間労働者等に対する面接指導等の実施やメンタルヘルスに関する個人の健康情報の保護についても中心的役割を果たす。

イ 衛生管理者等

衛生管理者等は、心の健康づくり計画に基づき、産業医等の助言、指導等を踏まえて、具体的な教育研修の企画及び実施、職場環境等の評価と改善、心の健康に関する相談ができる雰囲気や体制づくりを行う。またセルフケア及びラインによるケアを支援し、その実施状況を把握するとともに、産業医等と連携しながら事業場外資源との連絡調整に当たることが効果的である。

ウ 保健師等

衛生管理者以外の保健師等は、産業医等及び衛生管理者等と協力しながら、セルフケア及びラインによるケアを支援し、教育研修の企画・実施、職場環境等の評価と改善、労働者及び管理監督者からの相談対応、保健指導等に当たる。

エ 心の健康づくり専門スタッフ

事業場内に心の健康づくり専門スタッフがいる場合には、事業場内産業保健スタッフと協力しながら、教育研修の企画・実施、職場環境等の評価と改善、労働者及び管理監督者からの専門的な相談対応等に当たるとともに、当該スタッフの専門によっては、事業者への専門的立場からの助言等を行うことも有効である。

オ 人事労務管理スタッフ

人事労務管理スタッフは、管理監督者だけでは解決できない職場配置、人事異動、職場の組織等の人事労務管理が心の健康に及ぼしている具体的な影響を把握し、労働時間等の労働条件の改善及び適正配置に配慮する。

(4) 事業場外資源によるケア

メンタルヘルスケアを行う上では、事業場が抱える問題や求めるサービスに応じて、メンタルヘルスケアに関し専門的な知識を有する各種の事業場外資源の支援を活用することが有効である。また、労働者が相談内容等を事業場に知られることを望まないような場合にも、事業場外資源を活用することが効果的である。

事業場外資源の活用にあたっては、これに依存することにより事業者がメンタルヘルスケアの推進について主体性を失わないよう留意すべきである。このため、事業者は、

メンタルヘルスケアに関する専門的な知識、情報等が必要な場合は、事業場内産業保健スタッフ等が窓口となって、適切な事業場外資源から必要な情報提供や助言を受けるなど円滑な連携を図るよう努めるものとする。また、必要に応じて労働者を速やかに事業場外の医療機関及び地域保健機関に紹介するためのネットワークを日頃から形成しておくものとする。

特に、小規模事業場においては、8に掲げるとおり、必要に応じて地域産業保健センター等の事業場外資源を活用することが有効である。

6 メンタルヘルスケアの具体的進め方

メンタルヘルスケアは、5に掲げる4つのケアを継続的かつ計画的に実施することが基本であるが、具体的な推進に当たっては、事業場内の関係者が相互に連携し、以下の取組を積極的に推進することが効果的である。

(1) メンタルヘルスケアを推進するための教育研修・情報提供

事業者は、4つのケアが適切に実施されるよう、以下に掲げるところにより、それぞれの職務に応じ、メンタルヘルスケアの推進に関する教育研修・情報提供を行うよう努めるものとする。この際には、必要に応じて事業場外資源が実施する研修等への参加についても配慮するものとする。

なお、労働者や管理監督者に対する教育研修を円滑に実施するため、事業場内に教育研修担当者を計画的に育成することも有効である。

ア 労働者への教育研修・情報提供

事業者は、セルフケアを促進するため、管理監督者を含む全ての労働者に対して、次に掲げる項目等を内容とする教育研修、情報提供を行うものとする。

- ① メンタルヘルスケアに関する事業場の方針
- ② ストレス及びメンタルヘルスケアに関する基礎知識
- ③ セルフケアの重要性及び心の健康問題に対する正しい態度
- ④ ストレスへの気づき方
- ⑤ ストレスの予防、軽減及びストレスへの対処の方法
- ⑥ 自発的な相談の有用性
- ⑦ 事業場内の相談先及び事業場外資源に関する情報

イ 管理監督者への教育研修・情報提供

事業者は、ラインによるケアを促進するため、管理監督者に対して、次に掲げる項目等を内容とする教育研修、情報提供を行うものとする。

- ① メンタルヘルスケアに関する事業場の方針
- ② 職場でメンタルヘルスケアを行う意義
- ③ ストレス及びメンタルヘルスケアに関する基礎知識
- ④ 管理監督者の役割及び心の健康問題に対する正しい態度
- ⑤ 職場環境等の評価及び改善の方法
- ⑥ 労働者からの相談対応（話の聴き方、情報提供及び助言の方法等）
- ⑦ 心の健康問題により休業した者の職場復帰への支援の方法
- ⑧ 事業場内産業保健スタッフ等との連携及びこれを通じた事業場外資源との連携の方法
- ⑨ セルフケアの方法

- ⑩ 事業場内の相談先及び事業場外資源に関する情報
- ⑪ 健康情報を含む労働者の個人情報の保護等

ウ 事業場内産業保健スタッフ等への教育研修・情報提供

事業者は、事業場内産業保健スタッフ等によるケアを促進するため、事業場内産業保健スタッフ等に対して、次に掲げる項目等を内容とする教育研修、情報提供を行うものとする。

また、産業医、衛生管理者、事業場内メンタルヘルス推進担当者、保健師等、各事業場内産業保健スタッフ等の職務に応じて専門的な事項を含む教育研修、知識修得等の機会の提供を図るものとする。

- ① メンタルヘルスケアに関する事業場の方針
- ② 職場でメンタルヘルスケアを行う意義
- ③ ストレス及びメンタルヘルスケアに関する基礎知識
- ④ 事業場内産業保健スタッフ等の役割及び心の健康問題に対する正しい態度
- ⑤ 職場環境等の評価及び改善の方法
- ⑥ 労働者からの相談対応（話の聴き方、情報提供及び助言の方法等）
- ⑦ 職場復帰及び職場適応の支援、指導の方法
- ⑧ 事業場外資源との連携（ネットワークの形成）の方法
- ⑨ 教育研修の方法
- ⑩ 事業場外資源の紹介及び利用勧奨の方法
- ⑪ 事業場の心の健康づくり計画及び体制づくりの方法
- ⑫ セルフケアの方法
- ⑬ ラインによるケアの方法
- ⑭ 事業場内の相談先及び事業場外資源に関する情報
- ⑮ 健康情報を含む労働者の個人情報の保護等

（2）職場環境等の把握と改善

労働者の心の健康には、作業環境、作業方法、労働者の心身の疲労の回復を図るために施設及び設備等、職場生活で必要となる施設及び設備等、労働時間、仕事の量と質、セクシュアルハラスメント等職場内のハラスメントを含む職場の人間関係、職場の組織及び人事労務管理体制、職場の文化や風土等の職場環境等が影響を与えるものであり、職場レイアウト、作業方法、コミュニケーション、職場組織の改善などを通じた職場環境等の改善は、労働者の心の健康の保持増進に効果的であるとされている。このため、事業者は、メンタルヘルス不調の未然防止を図る観点から職場環境等の改善に積極的に取り組むものとする。また、事業者は、衛生委員会等における調査審議や策定した心の健康づくり計画を踏まえ、管理監督者や事業場内産業保健スタッフ等に対し、職場環境等の把握と改善の活動を行いやすい環境を整備するなどの支援を行うものとする。

ア 職場環境等の評価と問題点の把握

職場環境等を改善するためには、まず、職場環境等を評価し、問題点を把握することが必要である。

このため、事業者は、管理監督者による日常の職場管理や労働者からの意見聴取の結果を通じ、また、事業場内産業保健スタッフ等による職業性ストレス簡易調査票などストレスに関する調査票等を用いた職場環境等の評価結果等を活用して、職場環境等の具体的問題点を把握するものとする。

特に、事業場内産業保健スタッフ等は中心的役割を果たすものであり、職場巡視による観察、労働者及び管理監督

者からの聞き取り調査、ストレスに関する調査票による調査等により、定期的又は必要に応じて、職場内のストレス要因を把握し、評価するものとする。職場環境等を評価するに当たって、職場環境等に関するチェックリスト等を用いることによって、人間関係、職場組織等を含めた評価を行なうことも望ましい。

イ 職場環境等の改善

事業者は、アにより職場環境等を評価し、問題点を把握した上で、職場環境のみならず勤務形態や職場組織の見直し等の様々な観点から職場環境等の改善を行うものとする。具体的には、事業場内産業保健スタッフ等は、職場環境等の評価結果に基づき、管理監督者に対してその改善を助言するとともに、管理監督者と協力しながらその改善を図り、また、管理監督者は、労働者の労働の状況を日常的に把握し、個々の労働者に過度な長時間労働、過重な疲労、心理的負荷、責任等が生じないようにする等、労働者の能力、適性及び職務内容に合わせた配慮を行うことが重要である。

また、事業者は、その改善の効果を定期的に評価し、効果が不十分な場合には取組方法を見直す等、対策がより効果的なものになるよう継続的な取組に努めるものとする。これらの改善を行う際には、必要に応じて、事業場外資源の助言及び支援を求めることが望ましい。

なお、職場環境等の改善に当たっては、労働者の意見を踏まえる必要があり、労働者が参加して行う職場環境等の改善手法等を活用することも有効である。

（3）メンタルヘルス不調への気づきと対応

メンタルヘルスケアにおいては、ストレス要因の除去又は軽減や労働者のストレス対処などの予防策が重要であるが、これらの措置を実施したにもかかわらず、万一、メンタルヘルス不調に陥る労働者が発生した場合は、その早期発見と適切な対応を図る必要がある。

このため、事業者は、個人情報の保護に十分留意しつつ、労働者、管理監督者、家族等からの相談に対して適切に対応できる体制を整備するものとする。さらに、相談等により把握した情報を基に、労働者に対して必要な配慮を行うこと、必要に応じて産業医や事業場外の医療機関につないでいくことができるネットワークを整備するよう努めるものとする。

ア 労働者による自発的な相談とセルフチェック

事業者は、労働者によるメンタルヘルス不調への気づきを促進するため、事業場の実態に応じて、その内部に相談に応ずる体制を整備する、事業場外の相談機関の活用を図る等、労働者が自ら相談を受けられるよう必要な環境整備を行うものとする。

また、ストレスへの気づきのために、ストレスに関する調査票や情報端末機器等を活用し、隨時、セルフチェックを行うことができる機会を提供することも効果的である。

イ 管理監督者、事業場内産業保健スタッフ等による相談対応等

管理監督者は、日常的に、労働者からの自発的な相談に応するよう努める必要がある。特に、長時間労働等により疲労の蓄積が認められる労働者、強度の心理的負荷を伴う出来事を経験した労働者、その他特に個別の配慮が必要と思われる労働者から、話を聞き、適切な情報を提供し、

必要に応じ事業場内産業保健スタッフ等や事業場外資源への相談や受診を促すよう努めるものとする。

事業場内産業保健スタッフ等は、管理監督者と協力し、労働者の気づきを促して、保健指導、健康相談等を行うとともに、相談等により把握した情報を基に、必要に応じて事業場外の医療機関への相談や受診を促すものとする。また、事業場内産業保健スタッフ等は、管理監督者に対する相談対応、メンタルヘルスケアについても留意する必要がある。

なお、心身両面にわたる健康保持増進対策（THP）を推進している事業場においては、心理相談を通じて、心の健康に対する労働者の気づきと対処を支援することが重要である。また、運動指導、保健指導等のTHPにおけるその他の指導においても、積極的にストレスや心の健康問題を取り上げることが効果的である。

ウ 労働者個人のメンタルヘルス不調を把握する際の留意点

事業場内産業保健スタッフ等が労働者個人のメンタルヘルス不調を把握し、本人に対してその結果を提供するとともに、事業者は必要な情報の提供を受けてその状況に対応した必要な配慮を行うことも重要である。ただし、ストレスチェック等を実施し、保健指導等を行うためにその結果を事業者が入手する場合には、7(1)に掲げる労働者本人の同意の上で実施することが必要である。これに加えて、ストレスチェック等を利用して労働者個人のメンタルヘルス不調を早期発見しようとする場合には、質問票等に加えて専門的知識を有する者による面談を実施するなど適切な評価ができる方法によること、事後措置の内容の判断には医師の指導の下、問題を抱える者に対して事業場において事後措置を適切に実施できる体制が存在していること等を前提として実施することが重要である。また、事業者が必要な配慮を行う際には、事業者は、ストレスチェック等により得られた情報を、労働者に対する健康確保上の配慮を行うためにのみ利用し、不適切な利用によって労働者に不利益を生じないように労働者の個人情報の保護について特に留意することが必要である。

また、労働安全衛生法に基づく健康診断や一定時間を超える長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導等により、労働者のメンタルヘルス不調が認められた場合における、事業場内産業保健スタッフ等のとるべき対応についてあらかじめ明確にしておくことが必要である。

エ 労働者の家族による気づきや支援の促進

労働者に日常的に接している家族は、労働者がメンタルヘルス不調に陥った際に最初に気づくことが少なくない。また、治療勧奨、休業中、職場復帰時及び職場復帰後のサポートなど、メンタルヘルスケアに大きな役割を果たす。

このため、事業者は、労働者の家族に対して、ストレスやメンタルヘルスケアに関する基礎知識、事業場のメンタルヘルス相談窓口等の情報を社内報や健康保険組合の広報誌等を通じて提供することが望ましい。また、事業者は、事業場に対して家族から労働者に関する相談があった際には、事業場内産業保健スタッフ等が窓口となって対応する体制を整備するとともに、これを労働者やその家族に周知することが望ましい。

(4) 職場復帰における支援

メンタルヘルス不調により休業した労働者が円滑に職場

復帰し、就業を継続できるようにするため、事業者は、その労働者に対する支援として、次に掲げる事項を適切に行うものとする。

- ① 衛生委員会等において調査審議し、産業医等の助言を受けながら職場復帰支援プログラムを策定すること。職場復帰支援プログラムにおいては、休業の開始から通常業務への復帰に至るまでの一連の標準的な流れを明らかにするとともに、それに対応する職場復帰支援の手順、内容及び関係者の役割等について定めること。
- ② 職場復帰支援プログラムの実施に関する体制や規程の整備を行い、労働者に周知を図ること。
- ③ 職場復帰支援プログラムの実施について、組織的かつ計画的に取り組むこと。
- ④ 労働者の個人情報の保護に十分留意しながら、事業場内産業保健スタッフ等を中心に労働者、管理監督者がお互いに十分な理解と協力をを行うとともに、労働者の主治医との連携を図りつつ取り組むこと。

なお、職場復帰支援における専門的な助言や指導を必要とする場合には、それぞれの役割に応じた事業場外資源を活用することも有効である。

7 メンタルヘルスに関する個人情報の保護への配慮

メンタルヘルスケアを進めるに当たっては、健康情報を含む労働者の個人情報の保護に配慮することが極めて重要である。メンタルヘルスに関する労働者の個人情報は、健康情報を含むものであり、その取得、保管、利用等において特に適切に保護しなければならないが、その一方で、メンタルヘルス不調の労働者への対応に当たっては、労働者の上司や同僚の理解と協力のため、当該情報を適切に活用することが必要となる場合もある。

健康情報を含む労働者の個人情報の保護に関しては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関連する指針等が定められており、個人情報を事業の用に供する個人情報取扱事業者に対して、個人情報の利用目的の公表や通知、目的外の取扱いの制限、安全管理措置、第三者提供の制限などを義務づけている。また、個人情報取扱事業者以外の事業者であって健康情報を取り扱う者は、健康情報が特に適正な取扱いの厳格な実施を確保すべきものであることに十分留意し、その適正な取扱いの確保に努めることとされている。事業者は、これらの法令等を遵守し、労働者の健康情報の適正な取扱いを図るものとする。

(1) 労働者の同意

メンタルヘルスケアを推進するに当たって、労働者の個人情報を主治医等の医療職や家族から取得する際には、事業者はあらかじめこれらの情報を取得する目的を労働者に明らかにして承諾を得るとともに、これらの情報は労働者本人から提出を受けることが望ましい。

また、健康情報を含む労働者の個人情報を医療機関等の第三者へ提供する場合も、原則として本人の同意が必要である。ただし、労働者の生命や健康の保護のために緊急かつ重要であると判断される場合は、本人の同意を得ることに努めたうえで、必要な範囲で積極的に利用すべき場合もあることに留意が必要である。その際、産業医等を選任している事業場においては、その判断について相談することが適当である。

なお、これらの個人情報の取得又は提供の際には、なるべく本人を介して行うこと及び本人の同意を得るに当たっては個別に明示の同意を得ることが望ましい。

(2) 事業場内産業保健スタッフによる情報の加工

事業場内産業保健スタッフは、労働者本人や管理監督者からの相談対応の際などメンタルヘルスに関する労働者の個人情報が集まることとなるため、次に掲げるところにより、個人情報の取扱いについて特に留意する必要がある。

- ① 産業医等が、相談窓口や面接指導等により知り得た健康情報を含む労働者の個人情報を事業者等に提供する場合には、提供する情報の範囲と提供先を必要最小限とすること。その一方で、産業医等は、当該労働者の健康を確保するための就業上の措置を実施するために必要な情報が的確に伝達されるように、集約・整理・解釈するなど適切に加工した上で提供すること。
- ② 事業者は、メンタルヘルスに関する労働者の個人情報を取り扱う際に、診断名や検査値等の生データの取扱いについては、産業医や保健師等に行わせることが望ましいこと。特に、誤解や偏見を生じるおそれのある精神障害を示す病名に関する情報は、慎重に取り扱うことが必要であること。

(3) 健康情報の取扱いに関する事業場内における取り決め

健康情報の保護に関して、医師や保健師等については、法令で守秘義務が課されており、また、労働安全衛生法では、健康診断又は面接指導の実施に関する事務を取り扱う者に対する守秘義務を課している。しかしながら、メンタルヘルスケアの実施においては、これら法令で守秘義務が課される者以外の者が健康診断又は面接指導の実施以外の機会に健康情報を含む労働者の個人情報を取り扱うこともあることから、事業者は、衛生委員会等での審議を踏まえ、これらの個人情報を取り扱う者及びその権限、取り扱う情報の範囲、個人情報管理責任者の選任、事業場内産業保健スタッフによる生データの加工、個人情報を取り扱う者の守秘義務等について、あらかじめ事業場内の規程等により取り決めることが望ましい。

さらに、事業者は、これら個人情報を取り扱うすべての者を対象に当該規程等を周知するとともに、健康情報を慎重に取り扱うことの重要性や望ましい取扱い方法についての教育を実施することが望ましい。

8 小規模事業場におけるメンタルヘルスケアの取組の留意事項

常時使用する労働者が50人未満の小規模事業場では、メンタルヘルスケアを推進するに当たって、必要な事業場内産業保健スタッフが確保できない場合が多い。このような事業場では、事業者は、衛生推進者又は安全衛生推進者を事業場内メンタルヘルス推進担当者として選任するとともに、地域産業保健センター等の事業場外資源の提供する支援等を積極的に活用し取り組むことが望ましい。また、メンタルヘルスケアの実施に当たっては、事業者はメンタルヘルスケアを積極的に実施することを表明し、セルフケア、ラインによるケアを中心として、実施可能なところから着実に取組を進めることができることが望ましい。

9 定義

本指針において、以下に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

- ① **ライン**
日常的に労働者と接する、職場の管理監督者（上司その他労働者を指揮命令する者）をいう。
- ② **産業医等**
産業医その他労働者の健康管理等を行うのに必要な知識を有する医師をいう。
- ③ **衛生管理者等**
衛生管理者、衛生推進者及び安全衛生推進者をいう。
- ④ **事業場内産業保健スタッフ**
産業医等、衛生管理者等及び事業場内の保健師等をいう。
- ⑤ **心の健康づくり専門スタッフ**
精神科・心療内科等の医師、心理職等をいう。
- ⑥ **事業場内産業保健スタッフ等**
事業場内産業保健スタッフ及び事業場内の心の健康づくり専門スタッフ、人事労務管理スタッフ等をいう。
- ⑦ **事業場外資源**
事業場外でメンタルヘルスケアへの支援を行う機関及び専門家をいう。
- ⑧ **メンタルヘルス不調**
精神および行動の障害に分類される精神障害や自殺のみならず、ストレスや強い悩み、不安など、労働者の心身の健康、社会生活および生活の質に影響を与える可能性のある精神的および行動上の問題を幅広く含むものをいう。

(参考) 労働安全衛生法

第69条（健康教育等）

事業者は、労働者に対する健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るために必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるように努めなければならない。

2 労働者は、前項の事業者が講ずる措置を利用して、その健康の保持増進に努めるものとする。

第70条（体育活動等についての便宜供与等）

事業者は、前条第1項に定めるもののほか、労働者の健康の保持増進を図るため、体育活動、レクリエーションその他の活動についての便宜を供与する等必要な措置を講ずるように努めなければならない。

第70条の2（健康の保持増進のための指針の公表等）

厚生労働大臣は、第69条第1項の事業者が講すべき健康の保持増進のための措置に関する、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(参考) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律

第45条（労働安全衛生法の適用に関する特例等）一部抜粋

労働者がその事業における派遣就業のために派遣されている派遣先の事業に関しては、当該派遣先の事業を行う者もまた当該派遣中の労働者を使用する事業者（労働安全衛生法（略）第2条第3号に規定する事業者をいう。以下この条において同じ。）と当該派遣中の労働者を当該派遣先の事業を行う者にもまた使用される労働者とみなして、同法第3条第1項（略）第69条及び第70条の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。

メンタルヘルス対策支援センター

全国47都道府県に設置された「メンタルヘルス対策支援センター」において、メンタルヘルス不調の予防から職場復帰支援までのメンタルヘルス対策全般について対応する総合相談等を行っています。

都道府県名	電話番号
北海道	011-242-7708
青森	017-731-3682
岩手	019-652-1466
宮城	022-267-4671
秋田	018-836-3967
山形	023-674-0770
福島	024-529-6150
茨城	029-300-6030
栃木	028-650-2295
群馬	027-289-3110
埼玉	048-815-5777
千葉	043-202-3640
東京	03-5211-4483
神奈川	045-410-4761
新潟	025-201-9121
富山	076-441-6671
石川	076-265-3886
福井	0776-27-6417
長野	026-223-0410
山梨	055-220-7040
岐阜	058-264-0562
静岡	054-260-5800
愛知	052-973-0040
三重	059-213-6388

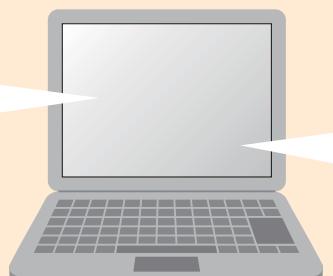
都道府県名	電話番号
滋賀	077-526-8282
京都	075-212-7789
大阪	06-6944-0971
兵庫	078-221-1595
奈良	0742-25-3103
和歌山	073-488-7310
鳥取	0857-20-2039
島根	0852-59-5804
岡山	086-212-1266
広島	082-223-6617
山口	083-941-5477
徳島	088-656-3016
香川	087-813-0230
愛媛	089-915-1710
高知	088-855-3061
福岡	092-986-4621
佐賀	0952-22-7745
長崎	095-848-1150
熊本	096-359-9570
大分	097-533-8300
宮崎	0985-22-7626
鹿児島	099-802-1695
沖縄	098-859-3648

お知らせ Webでメンタルヘルス対策! ご活用ください!

働く人のメンタルヘルス・ ポータルサイト(こころの耳)

事業者、労働者等を対象にメンタルヘルス対策等の情報を掲載

<http://kokoro.mhlw.go.jp/>



メンタルヘルス対策に係る 自主点検票

事業場におけるメンタルヘルス対策の実施状況を点検するためのツール

[http://www.jisha.or.jp/
web_chk/mh/index.html](http://www.jisha.or.jp/web_chk/mh/index.html)

厚生労働省からの
委託事業により
**費用は
無料**^{※1}
です!

平成22年度労働者の健康の保持増進対策事業
「事業場の心の健康づくりアドバイス」のご案内

事業場が進める

「心の健康づくり」の活動を 支援します

現在、企業におけるメンタルヘルス対策の必要性が認識されつつありますが、実際どのように取り組めばよいのかわからないという事業場は多いのではないでしょうか。

中央労働災害防止協会では、厚生労働省の委託により、メンタルヘルス対策に取り組もうとする事業場^{※2}に対し、メンタルヘルス推進支援専門家^{※3}等を派遣し、その進め方のアドバイスなどを行う「事業場の心の健康づくりアドバイス」を行っております。この機会にぜひご活用ください。

支援は、事業場が自主的にメンタルヘルス対策の取組みを継続できるようその手法等についてアドバイスを行うものです。個々のメンタルヘルス不調者への相談・対応等は行いません。

※1 事業場への支援専門家の派遣費用(謝金・交通費)は無料です。それ以外のストレス調査、研修教材費等有料ツールを利用する場合等の実費はご負担いただきます。

※2 対象事業場は、メンタルヘルス対策に新たに取り組む事業場、またはこれまでの取組みをさらに拡充しようとする事業場等、メンタルヘルス対策を計画的に推進しようとする意欲のある事業場で、労災保険適用事業場です。

※3 支援専門家とは、医師、産業カウンセラー、臨床心理士、心理相談担当者等のメンタルヘルスの専門家で、事業場のメンタルヘルス活動の実務経験を有する者の中から中災防が選任しています。

○支援の申込等については最寄りの地区安全衛生サービスセンター等へご相談ください。

○実施時期は平成23年2月末日までです。

問い合わせ先

中央労働災害防止協会 健康確保推進部 メンタルヘルス推進センター ☎03-3452-3473

北海道安全衛生サービスセンター ☎011-512-2031 大阪労働衛生総合センター ☎06-6448-3840

東北安全衛生サービスセンター ☎022-261-2821 中国四国安全衛生サービスセンター ☎082-238-4707

関東安全衛生サービスセンター ☎03-5484-6701 九州安全衛生サービスセンター ☎092-437-1664

中部安全衛生サービスセンター ☎052-682-1731 各都道府県支部（労働基準協会（連合会）等）

指針に関してご不明の点などありましたら、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署にお問い合わせください。
厚生労働省のホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzensei12/index.html>)



中央労働災害防止協会 健康確保推進部 メンタルヘルス推進センター
<http://www.jisha.or.jp/health/index.html>

派遣労働者の心の健康づくり ~労働者の心の健康の保持増進のための指針~

監修:廣 尚典(産業医科大学 産業生態科学研究所精神保健学研究室 准教授)

作成:中央労働災害防止協会 健康確保推進部メンタルヘルス推進センター